

事業者の皆様へ

## 労働条件確認帳票(チェックシート)ご提出のお願い

世田谷区では、予定価格が100万円(土木工事請負契約は200万円)を超える契約の締結にあたり、事業者の皆様に「世田谷区公契約条例」に基づき「労働条件確認帳票(チェックシート)」の提出をお願いしています。(ただし、不動産買入れや賃貸借契約約款が適用される契約は対象外)

この帳票は、世田谷区との契約による事業の下で働く方の賃金、労働時間、社会保険の加入等の労働条件を事業者様と区が共に確認し、適正な労働条件の確保に役立てることを目的としています。

### 1. 提出方法

契約書ご提出の際に、「労働条件確認帳票(チェックシート)」2通をご提出ください。

契約1件につき2通必要ですので、複数の案件を受注された場合は、契約案件ごとにご提出ください。

### 2. 作成要領・注意事項

- (1)記入例は、裏面をご参照ください。また、様式は改定されることがありますので、必ず最新の様式により作成してください。最新の様式は、契約案件ごとに区からお渡しするものの他、世田谷区のホームページでも入手できます。
- (2)「提出者(受注者)」の名義等は、契約書に記載の名義等と同一にしてください。
- (3)「契約業務に従事する従業員の労働条件及び労務管理状況に関する確認内容と確認結果」については、雇用する従業員の内、本契約業務に従事する従業員について確認してください。
- (4)「労働報酬下限額」について詳しくは、世田谷区ホームページの「契約・入札情報」をご覧ください。
- (5)記載に不明点等がある場合は契約担当より確認の上、補正や補足説明、追加資料をお願いする場合があります。

### 3. 帳票の閲覧について

ご提出いただいた帳票は、契約担当窓口において労働者・区民等への閲覧に供させていただきます。

### 4. 労働条件調査について

帳票に記載いただいた内容の実態について、外部の専門家(社会保険労務士)による事業所訪問調査へのご協力ををお願いする場合があります。

この調査は、労働条件について事業者様と共に確認を行い、必要に応じて労働法令についてのご説明等をさせていただくことで、適正な労働環境の維持にご活用いただくことを主な目的としています。なお、調査協力を依頼する事業者様には区より改めてご連絡いたします。

#### 【お問い合わせ先】

《個別の契約案件に関するご質問》

世田谷区 財務部 経理課 契約係 TEL:03-5432-2145～2152 FAX:03-5432-3046

世田谷区 教育委員会事務局 教育総務課 経理係 TEL:03-5432-2655～2656 FAX:03-5432-3028

《公契約条例に関するご質問》

世田谷区 財務部 経理課 公契約担当 TEL:03-5432-2965 FAX:03-5432-3046

## 記入例

提出日： ●●年●●月●●日

世田谷区長あて

## 労働条件確認帳票（チェックシート）

世田谷区公契約条例第5条第6項に基づき本票を提出します。

提出者（受注者）

所在地	東京都世田谷区●●1-1-1
(ふりがな) 事業者名	せたがや●●●●
代表者	株式会社 世田谷●●●●
担当者	代表取締役 ●●●●
連絡先	●●●課 世田谷太郎 03-●●●●●-●●●●

押印省略可

指定管理者は記入不要

分からぬ場合は記入不要

契約件名	令和●年度●●●●業務委託（単価契約）			
契約番号	8世契●●第 ●●号	整理番号	2026●●●●●	
労働報酬下限額適用の有無	※ありなし	※労働報酬下限額の適用は、入札公告や契約書作成依頼等の際に区から告知します		

## 1. 提出者（受注者）の法人・個人等の区分（該当にチェック）

<input checked="" type="checkbox"/>	法人（株式会社・有限会社・合名会社・社団法人・NPO 法人等）
<input type="checkbox"/>	個人事業主
<input type="checkbox"/>	その他の団体（法人格を持たない任意団体等）

## 2. 下請負者・再委託先の有無

<input checked="" type="checkbox"/>	あり	裏面「5」の確認結果を記載してください。
<input type="checkbox"/>	なし	

## 3. 契約業務に従事する方及びその予定人数

① 正社員、パート・アルバイト	●●人	④ 個人事業の事業主	人
② 派遣労働者	●●人	⑤ ④の同居親族	人
③ 法人役員	人	⑥ ④の同居親族でない方	人
⑦ その他	←※下請負者・再委託先は除く		人

①、②、⑥のすべてが「0人」

「2」が「あり」

裏面「5」以降を記入してください

「2」が「なし」

「4」以降の記入は不要です

①、②、⑥のいずれかが「1人」以上

「1」以降を記入してください

※「2」が「なし」の場合は「5」は記入不要です

## ① 正社員、パート・アルバイト

本契約業務に直接従事する者のうち、受注者が直接雇用している労働者及び出向労働者（出向元と何らかの労働関係を保ちながら、出向先となる貴社との間において新たな労働契約関係に基づき相当期間継続的に勤務する労働者）について確認し、確認結果を記入してください。

上記①～⑥に該当しない従事者を記入ください。

例) ボランティア

#### 4. 契約業務に従事する従業員の労働条件及び労務管理状況に関する確認内容と確認結果

項目	確認内容	確認結果																																																				
労働条件の明示	従業員の採用に際し（契約更新の場合はその都度）、雇用契約書等により、労働時間、賃金、退職に関する事項（解雇の事由を含む）等労働基準法に定める労働条件等を書面で明示している【基準法第15条、基準規則第5条関係】	はい・いいえ																																																				
就業規則	（常時10人以上の労働者を使用している場合のみ対象） 就業規則を労働基準法の定めに基づき作成し、従業員に周知するとともに、労働基準監督署に届け出ている【基準法第89条関係】	はい・いいえ 対象外																																																				
36協定	36協定（時間外及び休日の労働に関する協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ている【基準法第36条関係】	はい・いいえ・ 時間外等の労働はない																																																				
	36協定で締結した時間外労働時間数を超えて労働させていない【基準法第36条関係】	はい・いいえ・ 時間外等の労働はない																																																				
労働時間管理	出社時刻、退社時刻を正確に把握し、タイムカード・ICカード・現認・自己申告制等により記録している 【基準法第32～34条関係】  休日・有給休暇の付与及び時間外勤務の適正な運用・管理を含む。 【基準法第35～39条関係】	はい・いいえ																																																				
賃金支払	賃金は、毎月1回以上、決められた日に全額支払っている 【基準法第24条、基準規則第7条の2関係】	はい・いいえ																																																				
賃金	<p><input checked="" type="checkbox"/> 労働報酬下限額が適用される契約の場合 賃金は、世田谷区長が告示した労働報酬下限額以上の額に基づき支払う</p> <p><input type="checkbox"/> 労働報酬下限額が適用されない契約の場合 賃金は、最低賃金以上の額に基づき支払う（支払っている）</p> <p>技能労働者に対する賃金は適正に支払う</p> <p>※ 工事請負契約であって対象者がいる場合のみ対象</p> <p><input type="checkbox"/> 労働報酬下限額が適用される契約の場合 労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う</p> <p><input type="checkbox"/> 労働報酬下限額が適用されない契約の場合 国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払う</p>	はい・いいえ																																																				
<p>「技能労働者」に該当する職種は下表のとおりです。各職種の定義・作業内容は国土交通省ホームページ等をご参照ください。</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>01 特殊作業員</td><td>14 運転手（特殊）</td><td>27 普通船員</td><td>40 タイル工</td></tr> <tr><td>02 普通作業員</td><td>15 運転手（一般）</td><td>28 潜水工</td><td>41 サッショ工</td></tr> <tr><td>03 軽作業員</td><td>16 潜かん工</td><td>29 潜水連絡員</td><td>42 屋根ふき工</td></tr> <tr><td>04 造園工</td><td>17 潜かん世話役</td><td>30 潜水送気員</td><td>43 内装工</td></tr> <tr><td>05 法面工</td><td>18 さく岩工</td><td>31 山林砂防工</td><td>44 ガラス工</td></tr> <tr><td>06 とび工</td><td>19 トンネル特殊工</td><td>32 軌道工</td><td>45 建具工</td></tr> <tr><td>07 石工</td><td>20 トンネル作業員</td><td>33 型わく工</td><td>46 ダクト工</td></tr> <tr><td>08 ブロック工</td><td>21 トンネル世話役</td><td>34 大工</td><td>47 保温工</td></tr> <tr><td>09 電工</td><td>22 橋りょう特殊工</td><td>35 左官</td><td>48 建築ブロック工</td></tr> <tr><td>10 鉄筋工</td><td>23 橋りょう塗装工</td><td>36 配管工</td><td>49 設備機械工</td></tr> <tr><td>11 鉄骨工</td><td>24 橋りょう世話役</td><td>37 はつり工</td><td>50 交通誘導警備員A</td></tr> <tr><td>12 塗装工</td><td>25 土木一般世話役</td><td>38 防水工</td><td>51 交通誘導警備員B</td></tr> <tr><td>13 溶接工</td><td>26 高級船員</td><td>39 板金工</td><td></td></tr> </tbody> </table>			01 特殊作業員	14 運転手（特殊）	27 普通船員	40 タイル工	02 普通作業員	15 運転手（一般）	28 潜水工	41 サッショ工	03 軽作業員	16 潜かん工	29 潜水連絡員	42 屋根ふき工	04 造園工	17 潜かん世話役	30 潜水送気員	43 内装工	05 法面工	18 さく岩工	31 山林砂防工	44 ガラス工	06 とび工	19 トンネル特殊工	32 軌道工	45 建具工	07 石工	20 トンネル作業員	33 型わく工	46 ダクト工	08 ブロック工	21 トンネル世話役	34 大工	47 保温工	09 電工	22 橋りょう特殊工	35 左官	48 建築ブロック工	10 鉄筋工	23 橋りょう塗装工	36 配管工	49 設備機械工	11 鉄骨工	24 橋りょう世話役	37 はつり工	50 交通誘導警備員A	12 塗装工	25 土木一般世話役	38 防水工	51 交通誘導警備員B	13 溶接工	26 高級船員	39 板金工	
01 特殊作業員	14 運転手（特殊）	27 普通船員	40 タイル工																																																			
02 普通作業員	15 運転手（一般）	28 潜水工	41 サッショ工																																																			
03 軽作業員	16 潜かん工	29 潜水連絡員	42 屋根ふき工																																																			
04 造園工	17 潜かん世話役	30 潜水送気員	43 内装工																																																			
05 法面工	18 さく岩工	31 山林砂防工	44 ガラス工																																																			
06 とび工	19 トンネル特殊工	32 軌道工	45 建具工																																																			
07 石工	20 トンネル作業員	33 型わく工	46 ダクト工																																																			
08 ブロック工	21 トンネル世話役	34 大工	47 保温工																																																			
09 電工	22 橋りょう特殊工	35 左官	48 建築ブロック工																																																			
10 鉄筋工	23 橋りょう塗装工	36 配管工	49 設備機械工																																																			
11 鉄骨工	24 橋りょう世話役	37 はつり工	50 交通誘導警備員A																																																			
12 塗装工	25 土木一般世話役	38 防水工	51 交通誘導警備員B																																																			
13 溶接工	26 高級船員	39 板金工																																																				
賃金	<p>従事者の1時間あたり賃金単価の最低額（※1）及びその職種（※2）</p> <p>本契約業務に直接従事する者のうち、受注者が直接雇用している労働者及び出向労働者並びに派遣労働者について確認し、確認結果を記入してください。</p> <p>※法人の役員やボランティア、また、本契約業務に直接従事しない事務員等は除きます。</p>	<p>ください</p> <p>円／時間</p> <p>職種： <input type="text"/></p> <p>上記一覧の職種（技能労働者）のいずれかを記入してください。職種は技能労働者がいない場合は記入不要です。</p>																																																				

項目	確認内容	確認結果
割増賃金	法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたときは25%以上（法定外労働時間が60時間超は、50%以上）の割増賃金を支払っている	はい いいえ・ 法定外労働時間はない
	法定休日（週1日）に勤務させたときは35%以上の割増賃金を支払っている	はい いいえ・ 法定休日の労働はない
	22時から5時までの間に勤務させたときは25%以上の割増賃金を支払っている	はい いいえ・ 深夜の労働はない
<b>【基準法第37条関係】</b>		
法定帳簿	法定項目を確認したうえで労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を作成し、正確に記入している	はい いいえ
労災保険	労働者災害補償保険に加入している	はい いいえ
雇用保険	従業員（パート、アルバイトを含む）について、強制加入の条件を満たしている場合は、雇用保険の加入の手続きを行っている	はい いいえ 加入義務の対象者なし
健康保険 厚生年金	標準報酬月額の算定基礎届及び月額変更届、標準賞与額として賞与支払届を遅滞なく所轄年金事務所等へ届け出ている	はい・いいえ 加入義務の対象者なし
	従業員（パート、アルバイトを含む）について、強制加入の条件を満たしている場合は、健康保険・厚生年金の加入の手続きを行っている	はい・いいえ 加入義務の対象者なし
<b>強制加入の条件を満たしている従業員が従事していない場合は「加入義務の対象者なし」を選択してください</b>		
健康診断	定期健康診断の結果を、健康診断個人票として作成し保管している  <b>事業者は、常時使用する労働者に対し、医師による健康診断を、必ず実施する義務があります。【安全法第66条、安全規則第44条関係】</b>	はい いいえ 健診実施義務対象者なし
衛生管理者 産業医等	（常時50人以上の労働者を使用している場合のみ対象） 衛生管理者・産業医を適正に選任している また、該当業種（建設・運送清掃業等）においては安全管理者を選任している <b>【安全法第11～13条関係】</b>	はい・いいえ 対象外

## 5. 下請負者・再委託先への要請等（下請負者・再委託先がある場合のみ）

項目	確認内容	確認結果
下請負者・再委託先の労働条件	下請負者・再委託先が労働基準法などの労働社会保険諸法令等を遵守していることを確認している。	はい・いいえ

## 6. 上記確認結果に「いいえ」がある場合の理由・改善予定について

「いいえ」の回答がある場合、理由等は必ず記載してください。  
改善中等と記載した場合は、改善結果を事業担当所管課へ連絡してください。

《凡例》

「基準法」・・・・・労働基準法  
 「基準規則」・・・・・労働基準法施行規則  
 「安全法」・・・・・労働安全衛生法  
 「安全規則」・・・・・労働安全衛生規則